食の安全・安心を語る会

山梨県におけるBSE対策について

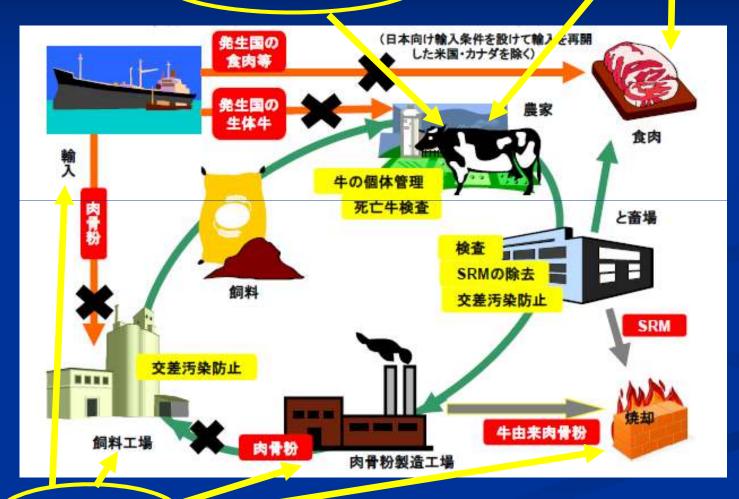
- 1 飼料規制
- 2 死亡牛のBSE検査
- 3 牛肉のトレーサビリティ

山梨県農政部畜産課 安全・衛生担当 平成25年6月21日

日本で行なわれているBSE対策

死亡牛のBSE検査

トレーサビリティ



飼料規制

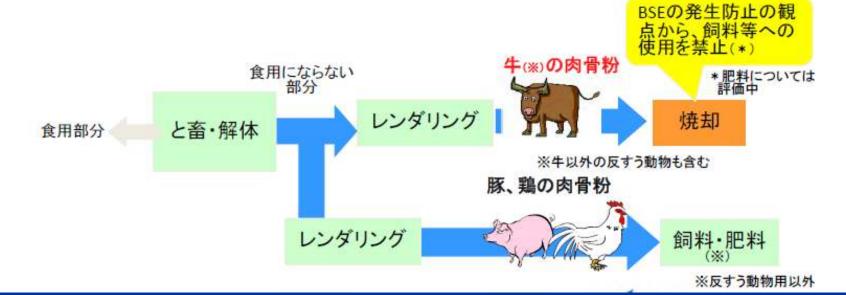
1 飼料規制について

飼料規制の基本的考え方

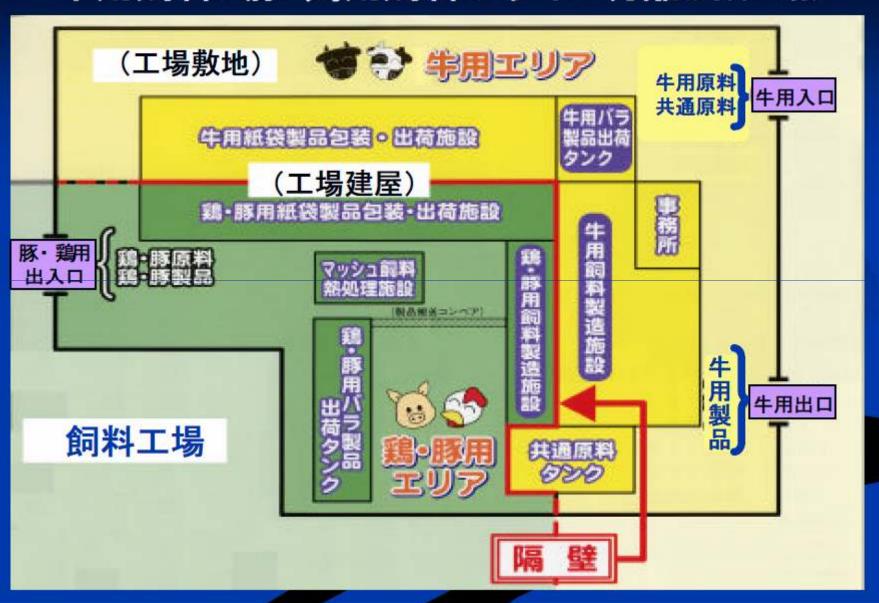
- 1 BSEの感染源となりうるものの 飼料への利用の規制
- 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用 飼料への利用禁止
 - 2 牛用飼料とその他の飼料の分離
- ▶ 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

肉骨粉(にくこっぷん)とは

- ・ <u>牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用に用いなかった部分をレンダリング</u> (化製処理)した後、乾燥して作ったもの。
- 主に飼料や肥料として利用された。
- 現在、牛から牛に BSE がまん延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を 使っていたことが原因と考えられていることから、<u>我が国では牛などの反すう動物を原</u> 料として作られた肉骨粉は牛以外の家畜なども含め飼料等への使用が禁止されている。
- 又、我が国はすべての国からの肉骨粉の輸入を禁止している。



牛用飼料と豚・鶏用飼料のライン分離(飼料工場)



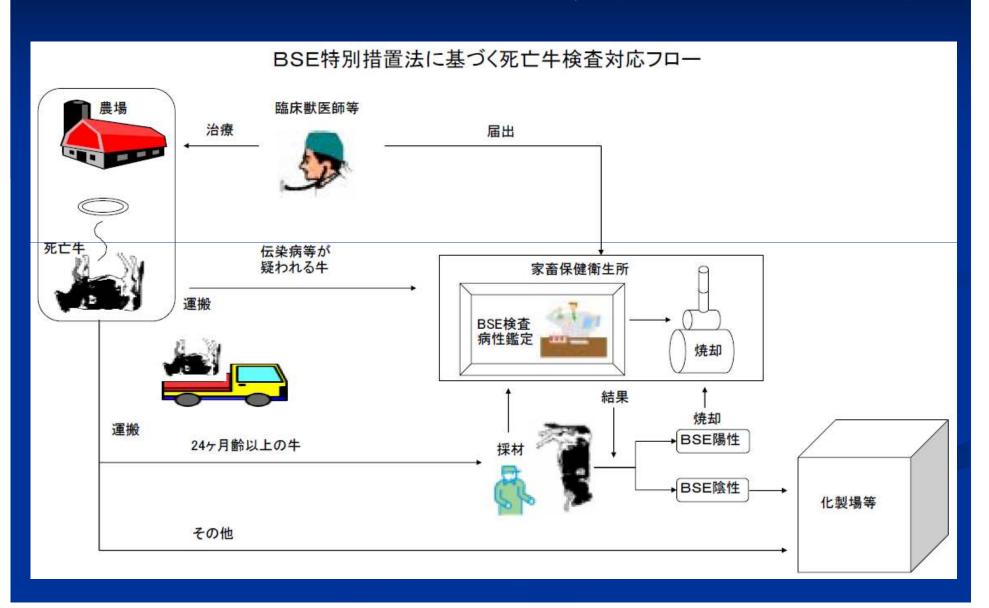
(参考) 我が国の肉骨粉の規制状況

飼料原料	中本	給与対象			
即 不 / / / 不	由来	#	豚	鶏	魚
	#	×	×	×	×
肉骨粉	豚	×	0	0	0
	鶏	×	0	0	0

×: 飼料利用不可、O: 飼料利用可

2 死亡牛のBSE検査について

BSE特別措置法第6条(平成15年4月1日施行)



山梨県における死亡牛BSE検査頭数の推移(24ヶ月齢以上)

年度	乳用牛	肉用牛	計
平成15年度	208	22	230
平成16年度	169	35	204
平成17年度	148	17	165
平成18年度	169	28	197
平成19年度	160	33	193
平成20年度	124	20	144
平成21年度	132	25	157
平成22年度	166	31	197
平成23年度	116	14	130
平成24年度	147	33	180
合 計	1,539頭	258 頭	1,797頭

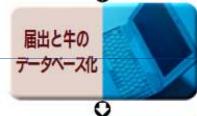
3 牛肉のトレーサビリティ※について

※トレース(追跡) +アビリティ(可能性)の造語

◎牛肉のトレーサビリティとは



国内で生まれたすべての牛と生体で輸入された牛に、10桁の個体 識別番号が印字された耳標が装着されます。



酪農家や肉用牛農家などの届出に基づき、個体識別番号によって、 その牛の性別や黒毛和種などの種別に加え、出生からとさつ(と畜・ 解体処理)までの飼養地などがデータベースに記録されます。



その牛がとさつされ牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる業者などにより、個体識別番号又はロット番号²⁰が表示され、取引が帳簿に記録・保存されます。



これにより、国内で飼養された牛については、販売されている精肉(注)などから牛の出生までの遡及と、牛の出生から消費者に提供されるまでの間の追跡、すなわちトレーサビリティが可能となります。

(注1)食肉加工業者などが設定する番号です。ロット番号を表示する場合には、対応する 個体識別番号の問い合わせ先をあわせて表示することになっています。

(注2)ひき肉や小間切れ、タンやホルモン、加工品などは除きます。

これまでの取組

H9年4月 モデル事業開始

H13年9月 BSE発生

10月 すべての牛の個体識別のため

の緊急事業開始

H14年6月 すべての牛への耳標装着完了

7月 BSE特措法制定

10月 牛の個体識別情報の提供開始

H15年2月 牛の個体識別に加え牛肉のト

レーサビリティを義務化する

法案を国会提出

6月 公布

12月 生産段階で施行

H16年12月 流通段階で施行

耳標の装着

耳標装着前の子牛



耳標装着後の子牛



インターネットを通じた情報公開

牛の個体識別情報(家畜改良センターHP)

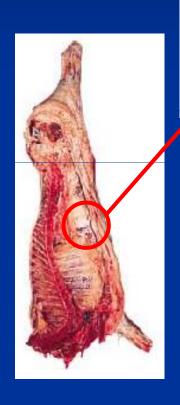


個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛個体識別番号
1234567890	H14.05.21	オス	ホルスタイン種	0000654321

	飼養県	異動内容	異動 年月日	飼養施設 所在地	氏名または名称※
1	福島県	出生	H14.05.21	西郷村	家畜改良センター
2	福島県	転出	H14.05.29	西郷村	家畜改良センター
3	岩手県	転入	H14.05.29		
4	岩手県	既存牛の届出	_		
5	岩手県	転出	H16.03.30		
6	岩手県	搬入	H16.03.30	紫波町	岩手畜産流通センター
7	岩手県	と畜	H16.03.31	紫波町	岩手畜産流通センター

個体識別番号の表示方法: 枝肉・部分肉

枝肉



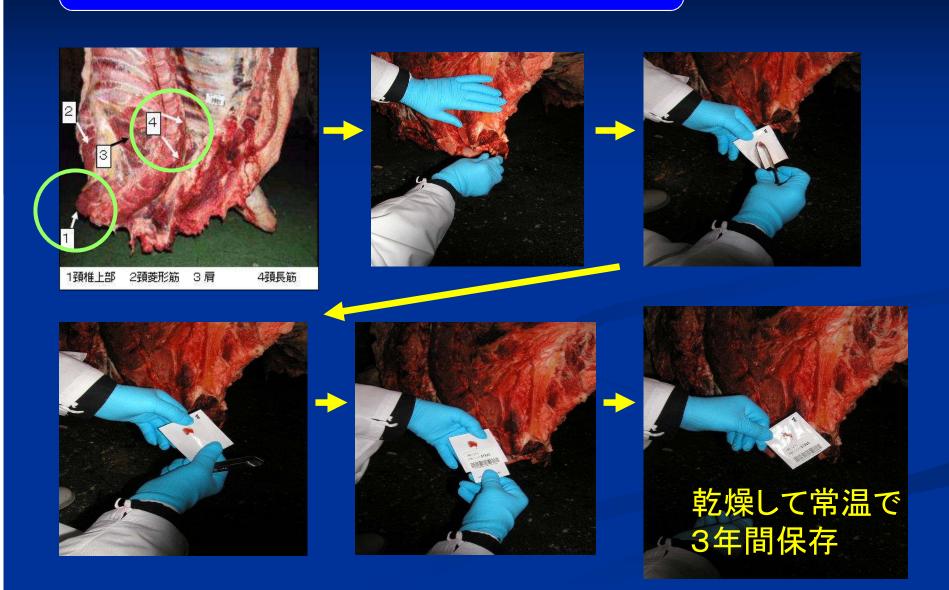


部分肉

ラベル ダンボール箱 納品書 などに表示



DNA鑑定により一体性確保



山梨県産牛肉の詳しい情報は、 山梨食肉流通センターのホームページ確認できます。



食卓が牧場とつながっています

